

日進市事務分掌一覧（令和6年4月1日現在）

【総合政策部】

■ 企画政策課

係名	事務分掌
市政戦略係	<ol style="list-style-type: none"> 1.総合政策部全般に関する事項の調査、企画、調整及び庶務に関すること。 2.課内の庶務及び他の係に属さないこと。 3.庁議に関すること。 4.市政の基本的施策の企画及び総合調整に関すること。 5.総合計画の策定及び進行管理に関すること。 6.土地利用構想に関すること。 7.市の行政区域に関すること。 8.字の名称及び区域の変更に関すること。 9.日進市自治基本条例（平成19年日進市条例第24号）の遵守等に関すること。 10.特命施策の調査、企画及び推進に関すること。 11.市町村の廃置分合に関すること。 12.行政組織及び行政事務の配分に関すること。 13.まち・ひと・しごと創生に関すること。
企画経営係	<ol style="list-style-type: none"> 1.SDGsの推進に係る調整に関すること。 2.脱炭素社会の形成に向けた政策の立案に関すること。 3.行政改革及び行政評価(事務事業評価に関することを除く。)に関すること。 4.広域行政に関すること。 5.指定管理者制度に関すること。 6.総合教育会議に関すること。 7.国及び県の権限移譲等に関すること。
統計係	<ol style="list-style-type: none"> 1.基幹統計調査及び各種統計調査に関すること。 2.統計資料の収集及び整備に関すること。 3.統計刊行物の編集及び発行に関すること。 4.オープンデータの推進に関すること。

■ 企画政策課秘書室

係名	事務分掌
秘書係	1.秘書に関すること。 2.儀式及び交際に関すること。 3.ほう賞及び表彰に関すること。 4.各部課等との連絡に関すること。 5.市長会に関すること。 6.渉外に関すること。 7.市長等の事務引継に関すること。

■ 情報広報課

係名	事務分掌
ICT ソリューション係	1.課内の庶務及び他の係に属さないこと。 2.行政及び地域の情報化計画の策定に関すること。 3.情報化施策の企画及び総合調整に関すること。 4.地域情報化の推進に関すること。 5.社会保障・税番号制度の総合調整に関すること。
システムマネジメント係	1.情報システム及び情報関連機器の導入に関すること。 2.情報関連機器の運用管理に関すること。 3.情報関連機器の維持管理に関すること。
広報広聴係	1.広報紙及び映像等に関すること。 2.ホームページの管理及び運営に関すること。 3.報道機関との連絡調整に関すること。 4.出前講座に関すること。 5.その他広報広聴に関すること。

■ 人事課

係名	事務分掌
人材育成係	1.課内の庶務及び他の係に属さないこと。 2.職員の進退、賞罰、身分及び服務に関すること。 3.職員の定数及び配置に関すること。 4.職員の公務災害補償に関すること。 5.職員の考課に関すること。 6.職員の研修及び教養に関すること。 7.派遣職員に関すること。

	8.職員団体に関すること。 9.安全衛生委員会に関すること。 10.職員の健康管理に関すること。 11.職員互助会に関すること。 12.その他職員に関すること。
給与厚生係	1.職員の給与及び旅費に関すること。 2.職員の退職手当及び共済に関すること。 3.特別職報酬等審議会に関すること。

【総務部】

■ 財務政策課

係名	事務分掌
財政係	1.総務部全般に関する事項の調査、企画、調整及び庶務に関すること。 2.課内の庶務及び他の係に属さないこと。 3.市財政の企画及び連絡調整に関すること。 4.財務諸調査に関すること。 5.予算の編成及び執行管理に関すること。 6.事務事業評価に関すること。 7.地方交付税に関すること。 8.市債及び一時借入金に関すること。 9.指定金融機関に関すること。 10.土地開発公社との連絡調整に関すること。 11.日進アシスト株式会社に関すること。
管財営繕係	1.市有財産に係る総合調整に関すること。 2.市有財産の払下げ及び貸付けに関すること。 3.普通財産の取得、管理及び処分に関すること。 4.寄附に関すること。 5.庁用車両の管理に関すること。 6.備品及び消耗品に関すること。 7.市庁舎の維持管理に関すること。 8.財産評価審議会に関すること。 9.市有建築物の保全計画に関すること。 10.市有建築物(教育委員会所管を除く。)の営繕に関すること。

ふるさと納税係	<ol style="list-style-type: none"> 1.ふるさと納税に関すること。 2.寄附に関すること。
---------	--

■ 行政課

係名	事務分掌
行政係	<ol style="list-style-type: none"> 1.課内の庶務及び他の係に属さないこと。 2.公告式に関すること。 3.条例、規則等の審査及び編集に関すること。 4.公印の総括管理に関すること。 5.文書の総括管理に関すること。 6.議案の取りまとめ及び議会との連絡調整に関すること。 7.情報公開及び個人情報の保護に関すること。 8.顧問弁護士に関すること。 9.選挙管理委員会に関すること。 10.公平委員会に関すること。 11.固定資産評価審査委員会に関すること。 12.行政不服審査会に関すること。 13.他の部課等の所管に属さないこと。
契約検査係	<ol style="list-style-type: none"> 1.入札参加業者の資格審査及び登録に関すること。 2.入札及びその契約に関すること。 3.工事等の検査に関すること。 4.日進市契約審査委員会に関すること。

■ 税務課

係名	事務分掌
市民税係	<ol style="list-style-type: none"> 1.課内の庶務及び他の係に属さないこと。 2.個人市県民税の調査課税に関すること。 3.法人市民税の調査課税に関すること。 4.軽自動車税の課税に関すること。 5.原動機付自転車等の標識に関すること。 6.所得課税証明に関すること。 7.市たばこ税に関すること。 8.税体系及び受益者負担の調査研究に関すること。 9.その他諸税に関すること。

資産税土地係	<ol style="list-style-type: none"> 1.土地に係る固定資産税及び都市計画税の調査賦課に関する こと。 2.特別土地保有税の調査賦課に関すること。 3.土地に係る評価、課税台帳、名寄帳及び図面の整備に関する こと。 4.土地に係る証明に関すること。 5.土地に係る課税台帳及び整理図の閲覧に関すること。 6.その他土地の課税に関すること。
資産税家屋係	<ol style="list-style-type: none"> 1.家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の調査 賦課に関すること。 2.家屋に係る評価、課税台帳及び名寄帳の整備に関すること。 3.償却資産課税台帳の整備に関すること。 4.家屋及び償却資産に係る証明に関すること。 5.家屋及び償却資産に係る課税台帳の閲覧に関すること。 6.その他家屋及び償却資産の課税に関すること。

■ 収納課

係名	事務分掌
管理係	<ol style="list-style-type: none"> 1.課内の庶務及び他の係に属さないこと。 2.市税、個人の県民税及び国民健康保険税(以下「市税等」と いう。)の収納管理に関すること。 3.市税等の督促及び催告に関すること。 4.市税等の過誤納に関すること。 5.市税等の口座振替に関すること。 6.市税等の納税証明に関すること。 7.納税意識の向上及び納税貯蓄組合に関すること。
収納係	<ol style="list-style-type: none"> 1.市税等の徴収に関すること。 2.市税等の納税相談に関すること。 3.市税等の滞納整理及び処分に関すること。 4.市税等の納税猶予に関すること。 5.市税等の執行停止及び不納欠損処分に関すること。 6.市税等の徴収の嘱託及び受託に関すること。 7.未収債権(市税等を除く。)で、その未収債権を所管する部署 から、徴収業務の移管を受けたものの徴収に関すること。 8.未収債権(市税等を除く。)の徴収に係る助言及び指導に関する こと。

【生活安全部】

■ 市民協働課

係名	事務分掌
自治振興係	<ol style="list-style-type: none"> 1.生活安全部全般に関する事項の調査、企画、調整及び庶務に関すること。 2.課内の庶務及び他の係に属さないこと。 3.コミュニティ施策の展開に関すること。 4.区長会及び自治組織の振興に関すること。 5.市民まっりの総合調整に関すること。
市民協働係	<ol style="list-style-type: none"> 1.市民参加、市民自治活動の支援及び協働の推進に関すること。 2.国際交流及び多文化共生に関すること。 3.大学等との連携協力に関すること。 4.自治体交流に関すること。 5.にぎわい交流館の管理及び運営に関すること。
共生共同係	<ol style="list-style-type: none"> 1.人権施策に関すること。 2.男女共同参画施策に関すること。 3.女性の活躍推進に関すること。 4.ドメスティック・バイオレンス対策に関すること。 5.消費者行政に関すること。 6.行政、法律等市民相談に関すること。 7.更生保護団体に関すること。 8.非核平和に関すること。

■ 防災交通課

係名	事務分掌
危機管理係	<ol style="list-style-type: none"> 1.課内の庶務及び他の係に属さないこと。 2.危機管理対策の企画及び総合調整に関すること。 3.災害対策に関すること。 4.防災啓発に関すること。 5.地域防災組織支援に関すること。 6.地域防災リーダーの育成に関すること。 7.国民保護に関すること。 8.自衛官の募集に関すること。 9.消防水防に関すること。

	<p>10.消防団に関すること。</p> <p>11.尾三消防組合との連絡調整に関すること。</p>
防犯安全係	<p>1.防犯及び交通安全対策の推進に関すること。</p> <p>2.防犯及び交通安全活動に関すること。</p> <p>3.防犯及び交通安全関係諸団体との連絡調整に関すること。</p> <p>4.防犯施設に関すること。</p> <p>5.駐輪場に関すること。</p> <p>6.その他防犯及び交通安全に関すること</p>

■ 防災交通課移動政策室

係名	事務分掌
モビリティマネジメント係	<p>1.公共交通の推進に関すること。</p> <p>2.コミュニティバスの運行に関すること。</p> <p>3.コミュニティバス設備の維持管理に関すること。</p> <p>4.東部丘陵線に関すること。</p> <p>5.その他移動政策に関すること。</p>

■ 環境課

係名	事務分掌
環境政策係	<p>1.課内の庶務及び他の係に属さないこと。</p> <p>2.環境施策全般に関する調査、企画及び調整に関すること。</p> <p>3.環境基本計画に関すること。</p> <p>4.自然環境の保全及び生物多様性に関すること。</p> <p>5.地球温暖化対策に関すること。</p> <p>6.省エネルギー及び再生可能エネルギーに関すること。</p>
環境保全係	<p>1.公害の調査、統計、研究及び防止対策に関すること。</p> <p>2.犬の登録、狂犬病予防及び動物愛護に関すること。</p> <p>3.空き地の雑草等の除去に関すること。</p> <p>4.墓地及び火葬場に関すること。</p> <p>5.専用水道及び簡易専用水道等に関すること。</p> <p>6.その他環境衛生に関すること。</p>
資源循環係	<p>1.一般廃棄物の処理及び清掃に関すること。</p> <p>2.一般廃棄物の減量及び資源化に関すること。</p> <p>3.浄化槽に関すること。</p> <p>4.路上喫煙、ポイ捨て、ふん害の防止等環境美化に関するこ</p>

	と。 5.中央環境センターの運営に関すること。 6.尾三衛生組合との連絡調整に関すること。
--	---

【福祉部】

■ 地域福祉課

係名	事務分掌
福祉政策係	<ol style="list-style-type: none"> 1.健康福祉部全般に関する事項の調査、企画、調整及び庶務に関すること。 2.課内の庶務及び他の係に属さないこと。 3.健康及び福祉に関する基本計画の総合調整、策定及び進行管理に関すること。 4.健やかにつしん宣言に関すること。 5.社会福祉協議会に関すること。 6.中央福祉センター及び福祉情報センターに関すること。 7.シルバー人材センターに関すること。 8.高齢者生きがい活動センターに関すること。 9.社会福祉法人の認可、指導及び監督に関すること。
地域支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1.地域福祉計画の推進に関すること。 2.地域包括ケアシステムに関すること。 3.地域支援事業に関すること(給付を除く。) 4.障害者地域生活支援事業に関すること(給付を除く。) 5.障害者福祉センター(地域生活支援センター)に関すること。 6.高齢者、障害者等の安否確認及び認知症高齢者等の行方不明時の捜索に関すること。 7.老人クラブに関すること。 8.その他高齢者及び障害者等に対する福祉に関すること(給付を除く。)
福祉相談係	<ol style="list-style-type: none"> 1.生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護の決定及び給付に関すること。 2.生活困窮者等の支援に関すること。 3.行旅病人及び行旅死亡人に関すること。 4.高齢者及び障害者等に対する虐待に関すること。 5.老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)及び身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)等による福祉の措置に関するこ

	<p>と。</p> <p>6.尾張東部権利擁護支援センターに関すること。</p> <p>7.民生委員及び児童委員に関すること。</p> <p>8.戦没者追悼式に関すること。</p> <p>9.日本赤十字社に関すること。</p> <p>10.災害見舞金、災害弔慰金等に関すること。</p> <p>11.その他社会福祉に関すること。</p>
--	--

■ 介護福祉課

係名	事務分掌
介護保険係	<p>1.課内の庶務及び他の係に属さないこと。</p> <p>2.介護保険事業の給付に関する計画の策定及び推進に関する こと。</p> <p>3.介護保険の認定及び認定審査会に関すること。</p> <p>4.介護サービス事業者等の指導に関すること。</p> <p>5.地域密着型サービス事業者等の指定、指導及び監督に関する こと。</p> <p>6.介護保険被保険者の資格管理に関すること。</p> <p>7.介護保険料の賦課及び徴収に関すること。</p> <p>8.介護保険の給付に関すること。</p> <p>9.地域支援事業の給付に関すること。</p> <p>10.その他介護保険に関すること。</p> <p>11.その他高齢者に対する給付に関すること。</p>
障害福祉係	<p>1.障害福祉の給付に関する計画の策定及び推進に関するこ と。</p> <p>2.障害に関する手帳の取得に関すること。</p> <p>3.障害支援区分の認定及び審査会に関すること。</p> <p>4.障害者福祉事業者の指定、指導及び監督に関すること。</p> <p>5.障害者自立支援給付及び相談支援給付に関すること。</p> <p>6.障害者地域生活支援事業の給付に関すること。</p> <p>7.障害者等に関する手当に関すること。</p> <p>8.戦傷病者及び戦没者遺族の給付に関すること。</p> <p>9.その他障害者等に対する給付に関すること。</p>

■ 保険年金課

係名	事務分掌
国保年金係	1.課内の庶務及び他の係に属さないこと。 2.国民健康保険被保険者の資格に関する事 3.国民健康保険税の賦課徴収に関する事 4.国民健康保険の給付に関する事 5.国民健康保険運営協議会に関する事 6.国民年金被保険者の資格に関する事 7.基礎年金等裁定請求に関する事 8.老齢福祉年金に関する事 9.その他国民年金に関する事
保健事業係	1.国民健康保険及び後期高齢者医療の保健事業に関する事 2.特定健康診査及び特定保健指導に関する事 3.後期高齢者医療健康診査に関する事
後期福祉医療係	1.障害者及び精神障害者の医療費の助成に関する事 2.子ども医療費の助成に関する事 3.ひとり親家庭等医療費の助成に関する事 4.後期高齢者福祉医療費の助成に関する事 5.後期高齢者医療に関する事(保健事業及び健康診査に関する事を除く。) 6.障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による医療に関する事 7.その他医療費の助成に関する事

■ 市民課

係名	事務分掌
市民係	1.課内の庶務及び他の係に属さないこと。 2.住民基本台帳に係る届出及び証明に関する事 3.戸籍の証明に関する事 4.印鑑の登録及び証明に関する事 5.在留管理制度及び特別永住者の制度に基づく届出等に関する事 6.総合案内に関する事 7.住民基本台帳の記録及び管理に関する事

	8.住民基本台帳ネットワークシステムに関すること。 9.個人番号の指定及び通知並びに個人番号カードの交付等に関すること。 10.公的個人認証サービスに関すること。 11.自動車の臨時運行許可に関すること。 12.人口動向調査に関すること。 13.住民情報に係る各課等との調整に関すること。
戸籍係	1.戸籍に係る届出及び記録整備に関すること。 2.埋火葬の許可に関すること。 3.相続税法(昭和 25 年法律第 73 号)に基づく報告に関すること。 4.身分証明事務に関すること。 5.人口動態に関すること。

■ 福社会館

係名	事務分掌
	1.児童館の管理及び運営に関すること。 2.老人福祉センターの管理及び運営に関すること。 3.住民活動の場の提供に関すること。 4.福社会館の整備等に関すること。

【健康こども部】

■ 子育て支援課

係名	事務分掌
子育て支援係	1.こども未来部全般に関する事項の調査、企画、調整及び庶務に関すること。 2.課内の庶務及び他の係に属さないこと。 3.子ども・子育て支援に関する計画の総合調整、策定及び進行政管理に関すること。 4.児童手当及びひとり親家庭等手当に関すること。 5.放課後児童健全育成事業に関すること。 6.放課後子ども教室の運営に関すること。 7.にっしん子育て総合支援センターに関すること。 8.子育て援助活動支援事業に関すること。 9.地域子育て支援拠点事業に関すること。

	10.その他子育て支援全般に関すること。
療育支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1.障害児福祉に係る給付に関すること。 2.障害児に係る障害福祉サービス等の支給決定に関すること。 3.障害児福祉に係る手当に関すること。 4.障害児福祉事業者の指導に関すること。 5.障害者福祉センター(子ども発達支援センター)に関すること。 6.その他障害児の福祉に関すること。

■ 子育て支援課 こども家庭室

係名	事務分掌
家庭相談係	<ol style="list-style-type: none"> 1.母子及び父子並びに寡婦福祉に関すること。 2.家庭児童相談に関すること。 3.児童福祉法(昭和22年法律第164号)による措置に関すること。 4.こども家庭センター(児童福祉)に関すること。 5.要保護児童対策に関すること。 6.その他児童相談に関すること。

■ こども課

係名	事務分掌
保育係	<ol style="list-style-type: none"> 1.課内の庶務及び他の係に属さないこと。 2.公立保育園の運営に関すること。 3.保育業務の企画及び保育の実施に関すること。 4.子どものための教育・保育給付の給付認定、利用等に関すること。 5.子育てのための施設等利用給付の給付認定、利用等に関すること。 6.保育園の入園及び保育料に関すること。 7.保育園職員の指導及び研修に関すること。 8.病児・病後児保育の運営に関すること。 9.その他保育に関すること(保育施設に関するものを除く。)
指導係	<ol style="list-style-type: none"> 1.保育施設の設置及び維持管理に関すること。 2.私立保育園の指導、補助等に関すること。 3.認定こども園の指導、補助等に関すること。

	<p>4.家庭的保育事業等の認定、指導、補助等に関すること。</p> <p>5.認可外保育所の指導、補助等に関すること。</p> <p>6.私立幼稚園の補助に関すること。</p> <p>7.その他保育施設に関すること。</p>
--	---

■ 健康課

係名	事務分掌
保健企画係	<p>1.課内の庶務及び他の係に属さないこと。</p> <p>2.健康づくり計画の推進に関すること。</p> <p>3.保健センター業務の企画及び調整に関すること。</p> <p>4.保健統計に関すること。</p> <p>5.保健センターの建設、管理及び運営に関すること。</p> <p>6.献血に関すること。</p> <p>7.感染症予防・予防接種に関すること。</p> <p>8.休日急病診療所に関すること。</p> <p>9.保健師の統括に関すること。</p>
母子保健係	<p>1.母子保健事業に関すること。</p> <p>2. こども家庭センター(母子保健)に関すること。</p>
成人保健係	<p>1.成人保健事業に関すること。</p> <p>2.がん予防に関すること。</p> <p>3.特定健康診査及び特定保健指導に関すること。</p> <p>4.その他保健事業及び指導に関すること。</p>

【都市整備部】

■ 都市計画課

係名	事務分掌
都市計画係	<ol style="list-style-type: none"> 1.都市整備部全般に関する事項の調査、企画、調整及び庶務に関すること。 2.課内の庶務及び他の係に属さないこと。 3.都市計画に係る企画調整及び計画決定に関すること。 4.用途地域の指定に関すること。 5.地区計画の策定に関すること。 6.生産緑地に関すること。 7.都市景観に関すること。 8.土地利用に関すること。
建築住宅係	<ol style="list-style-type: none"> 1.開発許可に関すること。 2.建築確認及び許可に関すること。 3.開発及び建築の相談及び指導に関すること。 4.道路位置指定に関すること。 5.違反建築物の是正措置に関すること。 6.宅地造成に関すること。 7.土地譲渡益重課制度等に係る優良宅地等の認定に関すること。 8.住宅施策の企画及び総合調整に関すること。 9.建築物の耐震促進に関すること。
公園緑地係	<ol style="list-style-type: none"> 1.都市計画公園及び児童遊園等の調査、企画、建設及び管理に関すること。 2.東部丘陵等の保全に関すること。 3.里山の整備及び保全に関すること。 4.緑化に関する計画及び緑化の推進に関すること。 5.緑地の調査、企画及び管理に関すること。 6.屋外広告物に関すること。

■ 道路建設課

係名	事務分掌
用地係	<ol style="list-style-type: none"> 1.課内の庶務及び他の係に属さないこと。 2.道路、橋梁等の建設事業及び河川整備事業に伴う土地等の調査、移転、補償、買収及び登記に関すること。 3.関連課への公共用地取得に関する情報提供、助言及び指導

	<p>に關すること。</p> <p>4.国道及び県道關連事業に關する事業促進及び連絡調整に關すること。</p>
工務係	<p>1.道路、河川、橋梁等の調査及び企画に關すること。</p> <p>2.道路、橋梁等の建設及び大規模な工事に關すること。</p> <p>3.河川の整備及び大規模な工事に關すること。</p> <p>4.土木施設の風水害予防及び災害復旧事業に關すること。</p> <p>5.交通安全施設に關すること。</p>

■ 土木管理課

係名	事務分掌
管理係	<p>1.課内の庶務及び他の係に屬さないこと。</p> <p>2.道路及び河川等の占用及び使用に關すること。</p> <p>3.道路、河川及び橋梁台帳の作成及び管理に關すること。</p> <p>4.市道の認定、変更及び廃止に關すること。</p> <p>5.砂防及び治水に關すること。</p> <p>6.道路及び河川等の官民境界に關すること。</p> <p>7.土木財産の用途廃止事務に關すること。</p> <p>8.都市基準点の管理に關すること。</p> <p>9.放置自動車の処理に關すること。</p> <p>10.現道内民地等の処理に關すること。</p>
工務係	<p>1.道路、橋梁、河川、水路等の維持管理、修繕及び軽易な工事に關すること。</p> <p>2.工事用資材等の購入及び管理に關すること。</p> <p>3.街路樹等の維持管理に關すること。</p> <p>4.公安委員会との連絡調整に關すること。</p> <p>5.交通安全施設の維持管理及び修繕工事に關すること。</p> <p>6.道路等案内表示の設置及び管理に關すること。</p> <p>7.農業用施設の工事に關すること。</p>

■ 区画整理課

係名	事務分掌
計画指導係	<p>1.課内の庶務及び他の係に屬さないこと。</p> <p>2.土地区画整理事業の企画調整に關すること。</p> <p>3.土地区画整理組合の設立に關すること。</p>

事業係	<ol style="list-style-type: none"> 1.土地区画整理組合との連絡調整及び指導に関する事。 2.土地区画整理事業地内の建築行為に関する事。 3.土地区画整理事業に係る関連整備工事に関する事。
-----	--

■ 下水道課

係名	事務分掌
業務係	<ol style="list-style-type: none"> 1.課内の庶務及び他の係に属さない事。 2.下水道の経営に関する事。 3.下水道使用料の賦課徴収に関する事。 4.愛知中部水道企業団との連絡調整に関する事。
計画工務係	<ol style="list-style-type: none"> 1.下水道事業の企画調整及び計画に関する事。 2.排水区域及び処理区域の決定、変更等に関する事。 3.終末処理場の計画及び建設に関する事。 4.下水道の供用開始及び普及促進に関する事。 5.下水道工事に関する事。 6.管渠の維持管理、点検及び修繕に関する事。 7.取付管設置工事に関する事。 8.下水道施設設置工事の承認に関する事。 9.下水道台帳の作成及び保管に関する事。 10.下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)に基づく行為の制限等に関する事。
管理係	<ol style="list-style-type: none"> 1.終末処理場の維持管理、運営及び環境対策に関する事。 2.農業集落排水処理施設の維持管理及び運営に関する事。 3.市污水处理施設の維持管理及び運営に関する事。 4.排水設備工事指定工事店に関する事。 5.排水設備及び除害施設に関する事。

【産業政策部】

■ 産業振興課

係名	事務分掌
商工新ビジネス係	1. 産業政策部全般に関する事項の調査、企画、調整及び庶務に関すること。 2. 課内の庶務及び他の係に属さないこと。 3. 商工業の振興発展に関すること。 4. 起業及び創業の支援に関すること。 5. 各種商工団体の指導に関すること。 6. 金融あっせんに関すること。 7. 労働対策に関すること。
企業誘致係	1. 企業の立地及び誘致に関すること。 2. 企業団地の開発に関すること。

■ 産業振興課観光シティプロモーション室

係名	事務分掌
観光シティプロモーション係	1. シティプロモーションの企画、調整及び実施に関すること。 2. 観光事業に関すること。

■ 基幹施設整備課

係名	事務分掌
スマートインターチェンジ整備係	1. 課内の庶務及び他の係に属さないこと。 2. スマートインターチェンジの整備に関すること
道の駅整備係	1. 道の駅の整備に関すること。
道の駅運営準備係	1. 道の駅の運営準備に関すること。

■ 農政課

係名	事務分掌
農政振興係	1. 課内の庶務及び他の係に属さないこと。 2. 農林業の指導奨励に関すること。 3. 各種農業団体の育成指導に関すること。 4. 生産調整及び消費に関すること。 5. 病害虫及び有害鳥獣対策に関すること。 6. 家畜の伝染病予防に関すること。 7. 愛知県農業共済組合との連絡調整に関すること。 8. 食育の総合調整に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> 9.治山及び林務に関すること。 10.土地改良事業に関すること。 11.農業用水の管理に関すること。 12.溜池の管理に関すること。 13.農業用施設の災害復旧事業に関すること。 14.田園フロンティアパークの整備に関すること。 15.田園フロンティアパーク構想に関すること。 16.市民農園に関すること。 17.地域農業の活性化に関すること。 18.6次産業化に関すること。
農地係	<ul style="list-style-type: none"> 1.農地法(昭和27年法律第229号)に関すること。 2.農業振興地域整備事業に関すること。 3.農業委員会に関すること。 4.農業後継者育成に関すること。 5.農地中間管理事業に関すること。 6.人・農地プランに関すること。

【会計管理者】

■ 会計課

係名	事務分掌
会計係	<ul style="list-style-type: none"> 1.課内の庶務に関すること。 2.現金及び有価証券の出納並びに保管に関すること。 3.小切手の振り出しに関すること。 4.支出負担行為の確認に関すること。 5.収入及び支出命令の審査に関すること。 6.決算の調製に関すること。 7.指定金融機関等の検査に関すること。 8.その他会計管理者の権限に属する事務に関すること。

【議会事務局】

■ 議事課

係名	事務分掌
庶務係	<ol style="list-style-type: none"> 1.議員の身分及び報酬等に関する事。 2.儀式及び交際に関する事。 3.議長会、事務協議会に関する事。 4.職員の人事、服務及び給与に関する事。 5.文書の収受、発送及び編さん保存に関する事。 6.公印の管理に関する事。 7.議場及び議会関係各室の管理に関する事。 8.議会に関する条例及び規則等の制定改廃に関する事。 9.議会費の予算及び会計経理に関する事。 10.物品の購入及び整理保管に関する事。 11.議決及び決定事項の通知及び報告に関する事。 12.課内の庶務及び他の係の所管に属さない事。
議事調査係	<ol style="list-style-type: none"> 1.本会議、委員会その他の会議に関する事。 2.議員提出議案及び意見書に関する事。 3.請願、陳情等に関する事。 4.会議録及びその他会議の記録の調製及び保存に関する事。 5.議員の出欠席に関する事。 6.公聴会に関する事。 7.傍聴人に関する事。 8.市政全般の調査及び情報提供に関する事。 9.議会報に関する事。 10.その他議事に関する事。

【生涯学習部】

■ 学習政策課

係名	事務分掌
学習戦略係	<ol style="list-style-type: none"> 1.教育委員会全般に関する事項の企画及び調整に関すること。 2.生涯学習部全般に関する事項の調査、企画、調整及び庶務に関すること。 3.課内の庶務及び他の係に属さないこと。 4.教育委員会の会議、教育委員、後援等名義使用に関すること。 5.儀式及び賞罰に関すること。 6.公印の管理に関すること。 7.教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針の総合調整に関すること。 8.教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定及び改廃に関すること。 9.教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並びにその公表に関すること。 10.教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。 11.教育委員会事務局及び学校その他教育機関の職員の任免その他人事に係る事務に関すること。 12.教育に係る調査及び統計に関すること。 13.教育委員会の所管に属する事務の広報及び教育行政に関する相談に関すること。 14.都道府県教育委員会その他の教育委員会との連絡調整に関すること。 15.学校の部活動の地域移行に関すること。 16.学校及び文化芸術・スポーツ団体の連携支援に関すること。 17.学校及び家庭・地域の連携支援に関すること。 18.高等学校等修学資金の助成に関すること。 19.他の課等の所管に属さないこと。
施設係	<ol style="list-style-type: none"> 1.学校の財産の管理に関すること。 2.学校の施設及び設備（情報機器等を含む。）の整備及び維持管理に関すること。 3.学校の用地確保に関すること。

	<p>4.学校施設の実態調査及び目的外使用に関すること。</p> <p>5.学校施設の情報化に関すること。</p> <p>6.他の部、課又は館の所管に属する施設及び設備の営繕に係る技術支援に関すること。</p>
--	---

■ 学び支援課

係名	事務分掌
学び支援係	<p>1.課内の庶務及び他の係に属さないこと。</p> <p>2.生涯学習の普及及び推進に関すること。</p> <p>3.キャリア教育の推進に関すること。</p> <p>4.E S Dの推進に関すること。</p> <p>5.社会教育委員に関すること。</p> <p>6.青少年教育及び家庭教育に関すること。</p> <p>7.地域学校協働本部に関すること。</p> <p>8.社会教育関係諸団体に関すること。</p>
文化芸術係	<p>1.文化芸術の普及及び推進に関すること。</p> <p>2.文化芸術諸団体に関すること。</p> <p>3.文化財の保護、活用及び文化財保護審議会に関すること。</p> <p>4.市民会館、生涯学習プラザ、ふれあい工房、旧市川家住宅、岩崎城歴史記念館、展望塔岩崎城及び岩崎城址公園に関すること。</p>
スポーツ係	<p>1.スポーツ及びレクリエーションの普及及び推進に関すること。</p> <p>2.スポーツ推進委員に関すること。</p> <p>3.スポーツ及びレクリエーション諸団体に関すること。</p> <p>4.学校体育施設スポーツ開放事業に関すること。</p> <p>5.総合運動公園、スポーツセンター、上納池スポーツ公園テニスコート及びグラウンドに関すること。</p>

■ 図書館

係名	事務分掌
管理係	<p>1.図書館の庶務及び他の係に属さないこと。</p> <p>2.図書館の施設及び設備の整備、維持管理及び運営に関すること。</p> <p>3.調査、統計、資料作成及び報告に関すること。</p> <p>4.図書館協議会に関すること。</p>

	<p>5.図書館資料の配送及び回収に関すること。</p> <p>6.その他図書館に関すること。</p>
図書企画係	<p>1.図書館資料の選択、収集、提供、整理、相互貸借、保管及び廃棄に関すること。</p> <p>2.図書館資料の分類、目録の作成、配列及び利用案内に関すること。</p> <p>3.図書館資料の配本及び宅配に関すること。</p> <p>4.図書館資料の複写に関すること。</p> <p>5.読書案内、読書相談及び参考調査に関すること。</p> <p>6.読書会、研究会、展示会等の企画及び実施に関すること。</p> <p>7.図書システムの運用に関すること。</p> <p>8.学校図書館との連携に関すること。</p> <p>9.関係諸機関との連絡及び広報に関すること。</p>

【学校教育部】

■ 学校教育課

係名	事務分掌
就学支援係	<p>1.学校教育部全般に関する事項の調査、企画、調整及び庶務に関すること。</p> <p>2.課内の庶務及び他の係に属さないこと。</p> <p>3.児童及び生徒の就学、入学及び転学に関すること。</p> <p>4.就学援助及び就学奨励に関すること。</p> <p>5.教育支援センターに関すること。</p> <p>6.独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。</p> <p>7.通学区域及び通学路に関すること。</p> <p>8.他の課の所管に属さないこと。</p>
学校支援係	<p>1.教科書及びその他の教材に関すること。</p> <p>2.学校保健安全に関すること。</p> <p>3.教職員の厚生及び福利に関すること。</p> <p>4.学校の市費負担職員の任用に関すること。</p>

■ 学校教育課 指導室

係名	事務分掌
指導係	<ol style="list-style-type: none"> 1.学校の組織編成、教育課程、教育指導及び学習指導に関する こと。 2.県費負担教職員の任免、懲戒その他の人事の内申に関する こと。 3.県費負担教職員のサービスの監督及び勤務成績の評定に関する こと。 4.教職員の免許に関すること。 5.教職員の研修に関すること。 6.就学相談及びその他の教育相談に関すること。 7.特別支援教育及び教育支援委員会に関すること。 8.学校と関係諸機関の連絡及び総合調整に関すること。 9.その他教職員の指導に関すること。

■ 学校給食課

係名	事務分掌
学校給食係	<ol style="list-style-type: none"> 1.課内の庶務に関すること。 2.学校給食センターの施設及び設備の整備及び維持管理に関 すること。 3.学校給食センター財産の管理に関すること。 4.学校給食センター運営委員会に関すること。 5.学校給食の材料等の購入に関すること。 6.学校給食の調理、配膳、配送等に関すること。 7.学校給食の献立の作成、衛生の管理及び栄養の調査研究に 関すること。 8.その他学校給食に関すること。